

【議案第 44 号】

財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

議案第 44 号「市有財産の無償貸付について」、反対の立場から討論いたします。

今回の議案は、市民の財産である「普通財産」を適正な価格でなく、「無償」において、第一優先交渉権者に 15 年間貸し付けるため、議会の議決を求められたものです。すなわち、無償貸付を合法的に行うため議会のチェック（承認）を得るものです。

その無償の理由としては、道の駅として、道路利用者への休憩機能 情報発信機能 地域連携機能を有する公共性の高い施設の運営と、当該施設の改修、将来的な設備更新においても事業者が負担することとしており、市の財政負担軽減も図られるので「無償」として提案されました。

このことは、市の公募型プロポーザルを行うにあたっての「仕様」です。

しかしながら、その仕様を具現化すべき『事業計画』の中身や、無償化の妥当性を裏付ける『収支計画』において、市民への利益還元が不透明な部分があり私は、次の 2 点でこの議案に反対いたします。

第 1 に、私が所属する産業建設委員会が 1 年 5 か月という長期間にわたり、市民の利益を守る観点から協議を重ね、この事業計画(案)について、市から賛否を問われるという異例の経緯の中で、本質的な課題を指摘してきたにもかかわらず、最終的に採用された事業計画には、産業建設委員会の改善要望が十分に反映されなかった点です。

無償貸付という特例措置の妥当性は、採用される事業計画が地域に最大の利益をもたらす内容であるかどうかにかかっています。そのような中、先の産業建設委員会において、入口にコンビニエンスストアを配置したことから、直売所の売上げ目標が現在の売り上げより低く設定されている説明等からも、産業建設委員会が最も重視してきた地域経済への波及効果や地元産品の振興という「仕様の実現」が困難ではないかと判断するものです。

2 点目は、市民共有の財産を長期間にわたり無償貸付するにあたり、その公益性と合理性を審査することが、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に基づく議決の趣旨であり、議会が市民に対して果たすべき「説明責任」そのものであります。

地方自治法第 237 条第 2 項では「適正な価格での貸付け」が原則とされており、先の産業建設委員会で提供のありました「浜田市公有財産の有償貸付けに関する取扱要綱」を適用すれば、本施設は 15 年間で約 2 億 2 千万円相当の財産的価値を無償提供することに等しいものです。

これほどの貴重な公有財産を無償で貸し付けるにあたり、市側からはこの度採用した事業計画で『総合的に判断して問題ない』との見解が示されました。多額の公金で取得した財産、かつ、本来市に入るべき多額の収入を放棄する以上は、それを上回る明確

令和 8 年 6 月定例会議 村木 勝也議員 反対討論

な『市民への利益還元』が、具体的に示されるべきと考えます。

しかしながら、現時点において、目標となる地元の雇用人数とか、地元産品の仕入れ割合が示されているものの、具体的な収入明細などの積算根拠は提示されず、売上目標も示されておられません。

「市民の財産から生まれた利益」を市民に還元する仕組みが不十分ではないかと思っています。

以上のことから、市民の財産処分に対するチェック機能を果たす立場として、本議案に反対いたします。